

10/26
TUE

南スーザンPKO

南スーザンの国連立和維持活動(PKO)に派遣されている陸上自衛隊に、安全保障関連法で可能になった「駆けつけ警護」など新任務を付与するか。

最終的な判断に向けて、政府が検討を進めている。

駆けつけ警護は、離れた場所で武装勢力などに襲われた国連やNGOの要員のを、武器を持って助けに行く任務だ。自らを守る武器使用の一線を越え、隊員の任務遂行のための武器使用が可能になる。

紛争のあった国の再建を手伝う「平和構築」は、憲法前文の精神に沿うものだ。日本も「地球貢献国家」として、自衛隊が

参加できるPKO任務の幅を広げたい——。朝日新聞は社説でそう主張してきた。

刻々と状況が変わる現場で、駆けつけ警護のような動きを迫られる場面は過去にもあった。

その場合、憲法や国内法の枠内で行われるのは当然だ。

だがいま、南スーザンは事実上の内戦状態にある。政府は憲長すると決めた。11月20日(火)の次期部隊派遣までに判断する方向だ。

駆けつけ警護は、離れた場所で武装勢力などに襲われた国連やNGOの要員のを、武器を持って助けに行く任務だ。自らを守る武器使用の一線を越え、隊員の任務遂行のための武器使用が可能になる。

前のめりの安倍政権

法9条との兼ね合いで設けられた「PKO参加5原則」は維持されていると強調するが、「紛争当事者間の停戦合意」や「紛争当事者の受け入れ同意」が成り立っているのか、強い疑問が

許す状態とは程遠い。

長い紛争をへて、スーザンから南スーザンが独立したのは2011年。自衛隊派遣はこの年に決まったが、いわゆる「紛争当事者」が存在しないPKOとの

立場を変えるとしない。

派遺当初とは自衛隊派遣の前提とはされなかった。だが、13年12月の大統領選と副大統領の戦闘機に、事実上の内戦状態になつた。15年8月に和平合意が成立し、今年4月に暫定政権が樹立された。

提が変わったと考えるのが自然だろう。現状では南スーザンの反政府勢力を紛争の一方の当事者とみるべきではないか。

駆けつけ警護を認める条件として、政府はPKO参加5原則に「受け入れ同意が妥協的に維持されていること」を加えた。

だが、現地政府がPKO部隊の増派に一時難色を示すなど、現状は妥協的とは言いがたい。

反政府勢力には、系統だった組織性がない、支配が確立した領域もないとして、「紛争当事者ではない」と説明。繰り返さざるをえない。

「仕組みはできた。必要な」

新任務の付与に反対する

る」と語った。

南スーザン情勢の先行きが見通せないなかで、日本政府が急ぐべきは、むしろ自衛隊の撤収に向けた環境を整えることではないか。

「出口戦略」の検討を

それが7月になって、自衛隊が活動している首都ジュバで、あります」

安倍晋三は9月、自衛隊の幹部らにこう訓示した。

昨年成立した安保法は、7月の参院選まで「実行」が封印された。いよいよ実績づくりに前めの手応え見える。

しかし、現地の情勢はそれを許す状態とは程遠い。

長い紛争をへて、スーザンから南スーザンが独立したのは2011年。自衛隊派遣はこの年に決まったが、いわゆる「紛争当事者」が存在しないPKOとの立場を変えるとしない。

駆けつけ警護を認める条件としては、ただちに自衛隊を撤収させれば、日本が南スーザンを見放すというメッセージになります。

だとすれば、自衛隊派遣に代わる、日本ふさわしい貢献策を打ち出す準備を始めなければならない。

途上国援助(ODA)を拡充して、政府はPKO参加5原則に「受け入れ同意が妥協的に維持されていること」を加えた。

だが、現地政府がPKO部隊の増派に一時難色を示すなど、現状は妥協的とは言いがたい。

反政府勢力には、系統だった組織性がない、支配が確立した領域もないとして、「紛争当事者ではない」と説明。繰り返さざるをえない。

「仕組みはできた。必要な」

法的な位置づけをいまいにし、自衛隊の「出口戦略」も不明確なまま、危険な新任務に踏み込んではならない。